

旅館業のてびき

品川区保健所
生活衛生課 環境衛生担当

〒140-8715 品川区広町2-1-36
電話 03(5742)9138
ファックス 03(5742)9104
令和7年8月27日変更

法の目的

旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的としています。

旅館業法の許可が必要な施設とは？

旅館業法の許可が必要な施設は、下表の4項目の全てに該当する場合です。会員制の宿泊施設や企業の研修所であっても下表の要件に該当する場合は旅館業法に基づく許可が必要となる場合がありますので保健所に相談してください。

- 1 宿泊料を受けていること（法第2条）
※ 宿泊料という名目で受けている場合はもちろんのこと、宿泊料として受けていなくても、電気・水道等の維持費の名目も事実上の宿泊料と考えられるので該当します。
- 2 寝具を使用して施設を利用すること（法第2条）
※ 寝具は、宿泊者が持ち込んだ場合でも該当します。
- 3 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること
（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）
※ 宿泊者が、簡易な清掃を行っていても、施設の維持管理において、営業者が行う清掃が不可欠となっている場合も、維持管理責任が、営業者にあると考えます。
- 4 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として営業しているものであること
（厚生省生活衛生局指導課長通知 昭和61年3月31日衛指第44号「下宿営業の範囲について」）

旅館業の種別

- **旅館・ホテル営業** ・ ・ ・ ・ ・ 宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で簡易宿所営業及び下宿営業以外の施設をいいます。
(法第2条第2項)
- **簡易宿所営業** ・ ・ ・ ・ ・ 客室を多数人で共用する宿泊施設です。
(法第2条第3項) いわゆるカプセルホテルや山小屋など1つの客室を多数人で共用する場合はこれにあたります。
- **下宿営業** ・ ・ ・ ・ ・ 一月以上の期間を単位とする宿泊施設です。
(法第2条第4項)

●民泊とは？

法令上の明確な定義はありませんが、宿泊料を受け人を宿泊させる営業・事業のことをいいます。これらの営業・事業を行う場合には旅館業法に基づく「旅館業」の許可を取得、又は住宅宿泊事業法に基づく「住宅宿泊事業※」の届出をする必要があります。

※ 住宅宿泊事業

旅館業営業者以外の方が宿泊料を受け、住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数が1年で180日を超えないもの。

旅館業ひとくちメモ 旅館業法と賃貸借契約

旅館業と関連するものとして、借地借家法に規定する定期借家契約というものがあります。定期借家契約では、契約期間を自由に設定することができることから、契約期間を1日とした定期借家契約を締結することも可能です。旅館業法の許可が必要か否かを判断する場合に、借家契約を締結していることを理由に、生活の本拠があると判断することはできません。実際には、利用形態を考慮して、生活の本拠があるかを判断する必要があります。ウィークリーマンション等も旅館業の許可が必要になりますので注意してください。

営業種別基準等と主な相違点

項 目	旅 館 ・ ホ テ ル 営 業	簡 易 宿 所 営 業
客室の床面積	1 客室の床面積7㎡以上※ ※ 寝台（ベッド）を置く場合は、9㎡以上	延べ床面積33㎡以上※ ※ 宿泊者を10人未満とする場合は、 1人当たり3.3㎡以上 （多数人で共用しない客室を設ける場合には、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること）
玄関帳場等	玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として、以下のいずれにも適合すること ① 事故の発生その他緊急時に迅速な対応を可能とする設備を備える。 ② 宿泊者名簿の正確な記載、客室の鍵の適切な受け渡し及び宿泊者以外の出入り状況の確認ができる設備を備える。	な し
浴室	入浴設備を有する（近隣に浴場等入浴設備のない場合。）。	
施設名称の掲示	営業施設には公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げる。	
洗面所・便所	洗面所および便所の手洗い設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。	
窓	睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。無窓客室は不可。	



許可申請編

～目次～

旅館業許可までの手続き	許一1
・標識の設置について	許一2,3
許可申請時に必要な書類	許一4

申請時の主な注意点

- ・客室の面積の考え方は？……………許一7
- ・便所の設置に関する考え方は？……………許一8
- ・共同便所に関する考え方は？……………許一9
- ・玄関帳場等の設備に関する考え方は？……………許一10
- ・玄関帳場等の具体例……………許一11
- ・施設名称の掲示に関する考え方は？……………許一12

関係機関一覧 ……………許一13, 14

旅館業許可までの手続き

青枠内：申請者が主体となって行うこと。
緑枠内：保健所職員が主体となって行うこと。

事前相談

申請予定施設住所、用途地域を確認し、**図面（寸法記載）**を持参してください（要予約）。消防法順守のため管轄の消防署に事前相談を行ってください（許－13頁）。建築関係（建築基準法）も申請者自身で確認してください。

標識の設置

営業許可申請を行う**15日**以上前に標識を設置してください（許－2、3頁）。保健所職員が**現地**で設置確認を行うため、設置日時が決定したらご連絡ください。**保健所職員が確認した日を1日目**として16日目から営業許可申請可能です。

申請手続き

書類を**正副2部**準備し営業許可申請を行います。書類は**2部**ご提出をお願いいたします。申請から許可まで**平均1～2ヶ月**程かかります。

保健所から関係機関に通知または意見照会をすることがあります。

通知

消防関係機関に対し通知を行います。教育関係機関等※に意見照会を行います。建築課に施設の情報提供を行います。
※ 法第3条第3項に該当する施設（許－6頁）の敷地の周囲おおむね100m（110m【要綱】）の区域内に設置する場合に限りです。

書類審査

申請書の内容について確認、審査を行い、修正点があれば書類の修正を申請者に依頼します。

施設の検査

衛生面、構造設備が旅館業法等に適合しているか、申請者立ち合いのもと保健所職員が現地にて確認検査を行います。設備の不備等があれば是正するように指導します。

回答書受理

関係機関からの通知または意見照会の回答書を受理します。関係法令等に適合していることを確認します。

許可

書類審査および検査により基準に適合していることが確認されると、営業許可書が発行されます。許可書発行後受け取りに来てください。

標識の設置に関する考え方は？

標識の設置に関する規定は、以下のとおりです。

区民のための清純な生活環境の確保を図ることを目的としています。

許可申請予定者は旅館業営業許可申請に先立ち、次の手続きを行ってください。

1 許可申請予定者は下記のとおり標識を設置し、地域住民に対して事前に建築計画の公表を行うこと。

(1) 設置場所

当該旅館業施設建築予定敷地の道路に接する箇所で、住民の見やすい場所に掲示すること。2以上の道路に接する場合は、いずれの箇所にも掲示すること。

(2) 記載内容および型式

- 新築あるいは改築予定の施設については、「建築予定の〇〇についてお知らせ」（第1号様式）のとおりとする。
- 既存建築物を利用する施設については、「営業予定の〇〇についてお知らせ」（第2号様式）のとおりとする。

(3) 設置期間

営業許可申請日の少なくとも15日前から、建築基準法第89条に基づく建築確認の標示を行うまでとする。

(4) 記載内容の変更

標識の設置後、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに訂正すること。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。正副2部ご用意ください。

【許可申請時に必要な書類等】

- 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
 - 申告書（法第3条第2項各号に該当することの有無）
法人の場合、代表者のほか役員全員分も必要
 - 見取図（半径300 m以内の住宅、道路、学校等が記載されたもの、300 mの円で範囲を囲む）
 - 配置図、各階平面図、立面図（正面図、側面図）
 - 照明設備系統図、給排水系統図、機械換気設備系統図
 - 配管図（客室等にガス設備およびガス栓を設ける場合）
 - 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
 - 申請手数料
- 登記事項証明書(法人の場合)※
 - 土地及び建物に係る登記事項証明書
※6か月以内に発行されたもの（原本照合）
 - 賃貸借契約書の写し、その他の旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類（次項参照）
※所有者が申請者と同一である場合は不要
土地の所有者が旅館業を営むことを承諾している書類も必要
 - 玄関帳場を設けず、ＩＣＴ機器等の設備を設ける場合
宿泊者の安全や利便性の確保ができるように定めた要件（許一11の①～④参照）を全て満たしていることがわかる書類（構造設備の概要の詳細添付資料の例参照）



旅館・ホテル営業	22,000 円
簡易宿所営業、下宿営業	11,000 円

【新築の場合の施設完成後に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
⇒施設完成後、検査時に確認を求める場合があります。

旅館業を営むために必要な権原を有することを示す書類の具体例

- (1) 共有名義の自己所有施設の場合（区分所有を除く）
⇒ 所有者全員の使用承諾書等

- (2-1) 賃貸借契約を締結している施設の場合（区分所有を除く）
⇒ 賃貸借契約書の写し及び使用承諾書等

なお、当該賃貸借契約書の写しにより、建物の所有者と申請者との間に結ばれた賃貸借契約書であって、旅館業を営むこと（賃貸借契約書の使用目的の項や用途の項に「旅館業」の記載がある等）が明白である場合は、使用承諾書等は不要です。



- (2-2) 分譲マンションにおいて賃貸借契約を締結している施設の場合

⇒ 施設所有者の使用承諾書等及び共有部分に係る管理組合の使用承諾書等

なお、分譲マンションにおいて管理組合が組織されていない場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等、宿泊客等が共有部分を使用することについて認めている旨明記された書類を添付してください。

- (3) 分譲マンションにおいて、申請者が区分所有者である施設の場合

⇒ 共有部分に係る管理組合の使用承諾書等

なお、分譲マンションにおいて管理組合が組織されていない場合は、当該建物に係る規約の写しや総会の議事録等、宿泊客等が共有部分を使用することについて認めている旨明記された書類を添付してください。

- (4) 分譲マンションにおける共有部分の施設の場合（ゲストルーム等）

⇒ 当該施設に係る規約（旅館業を営む旨が明記されているもの）の写し及び共有部分に係る管理組合の使用承諾書等

設置場所に関する意見照会について(法第3条第3項、第4項)

許可申請施設の設置場所が、下記施設の敷地の周囲おおむね100メートル(110メートル【要綱】)の区域内にある場合、旅館の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から下記施設を所管・監督する関係機関に対し、意見を照会します。

法第3条第3項に該当する施設とは？

- 1 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園【法3-3-(1)】(小・中・高等学校、幼稚園、養護施設等)
- 2 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設【法3-3-(2)】(保育所、児童養護施設、児童発達支援センター等)
- 3 社会教育法第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、
前2号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの【法3-3-(3)】

- 
- (1) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第1条に規定する学校(大学を除く)の教育課程に相当するもの【条3-1-(1)】
 - (2) 図書館法第2条第1項に規定する図書館【条3-1-(2)】
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるものまたは多数の児童に利用されるものであって、区長が特に必要があると認めて指定するもの【条3-1-(3)】
(図書館、博物館、公園、児童遊園等)

※ 詳細は保健所までお問い合わせください。

客室の面積の考え方は？

客室とは？

客室は、睡眠、休憩等宿泊者が利用し得る場所（客室に付属する浴室、便所、洗面所、板間、踏込等であって、床の間、押し入れ、共通の廊下、共用の設備及びこれに類する場所を除く。）をいい、原則として壁、ふすままたはこれらに類するものを用いて区画されたものをいいます。

建築基準法上「居室」ではない納戸やロフト等のスペースは客室から除きます。

構造部分の合計床面積とは？

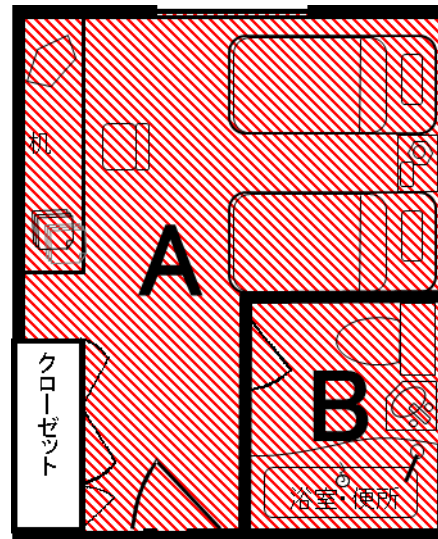
営業の種類		構造部分の合計床面積基準	
旅館・ホテル営業	区条例施行規則 第 11 条第 1 項	1 客室の構造部分の 合計床面積	7m ² 以上 (寝台を置く客室にあっては、9m ² 以上)
簡易宿所営業	区条例施行規則 第 11 条第 2 項	客室の構造部分の 合計延べ床面積	33m ² 以上 (宿泊者の数(2人以上)を10人未満とする場合には、 3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上であること)

【構造部分の床面積の算定方法】

構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所、その他宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積です。

面積の算定に当たっては建築で使用する壁芯のものとは異なり、**内**の**り**で算定します。

右図の例では、塗りつぶしの部分(A+B)が構造部分の床面積の算定範囲になり、通常は立入らないクローゼット等の収納部分を除いています。例にはありませんが、床の間、押し入れ等の通常は立入らない部分についても算定から除外します。



建築図面の床面積とは算出方法が異なるので注意しましょう！

構造部分の床面積は、建築図面の床面積よりも少なくなってしまう。

便所の設置に関する考え方は？

旅館業法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。



旅館業法施行令第1条第1項第6号（旅館・ホテル営業）、同条第2項第6号（簡易宿所営業）
適当な数の便所を有すること。

品川区旅館業に関する条例第8条第6号

便所は、次の基準によること。

- ア 防虫および防臭の設備ならびに手洗いの設備を設けること。
- イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。
- ウ 共同便所を設ける場合は、男子用、女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。
- エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

【考え方】

○ 共同便所について

便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、その階において宿泊客専用の共同便所を男女別に分けて設置する必要があります。ただし、施設内の利用しやすい位置であって、かつ、戸建住宅等の居住者との移動動線等を踏まえ、宿泊者専用の便所とみなせるとき、上下の階に設置することができます。男子用便所に設置される便器については、大便器を少なくとも1個設置してください。

○ 簡易宿所営業における便所について

一客室のみの営業であっても、多数人での共用という利用形態から、男女別の共同便所が少なくともそれぞれ一箇所必要となります。

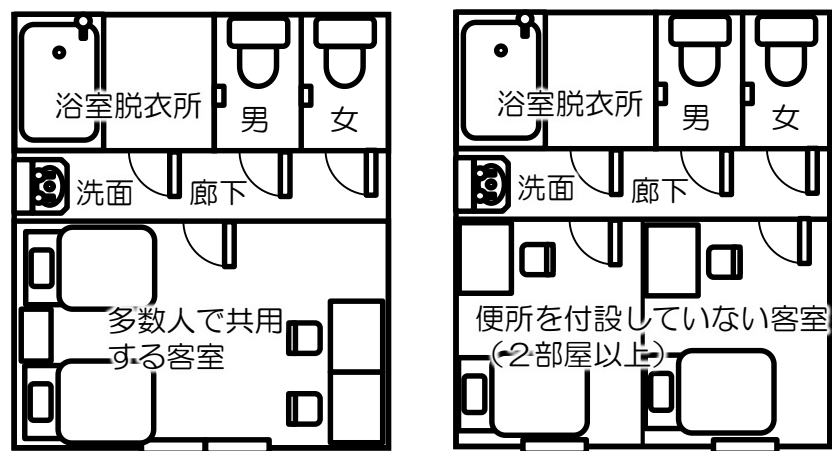
○ 一客室のみの旅館・ホテル営業施設における便所について

客室の外にしか便所がない場合であっても、その便所が客室から利用しやすい位置※にあり、かつ、戸建住宅等の居住者との移動動線等を踏まえて宿泊客専用の便所とみなせるとき、その客室は、**便所を付設している客室**とみなすことができます。（※ 利用しやすい位置とは、便所の位置が、客室の上下の階に設置されていることも含みます。）

共同便所に関する考え方は？

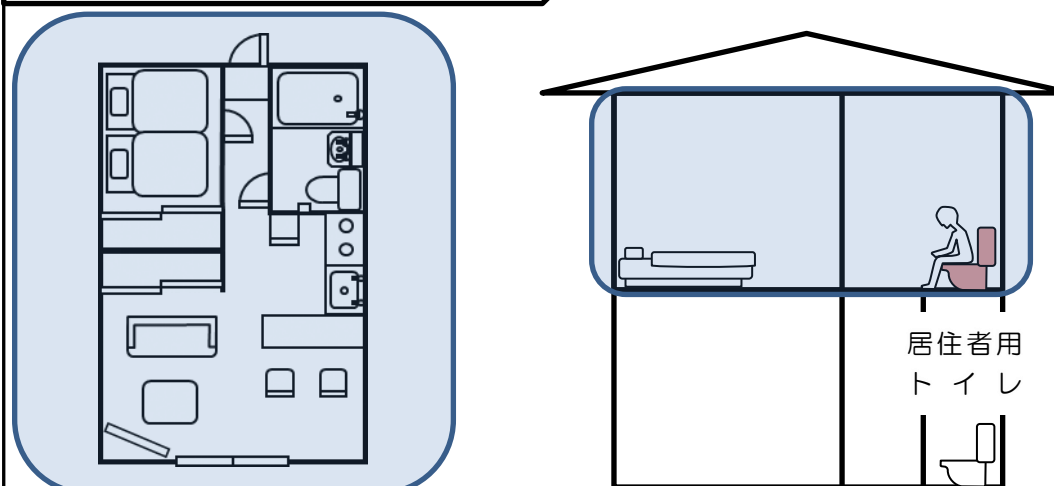
種別 \ 要不要の別	男女別に分けた共同便所が必要	共同便所が不要（適当な数の便所を有すること）
旅館・ホテル営業	便所を付設していない2以上の客室	○1棟貸切で便所を付設している施設 ○1フロア貸切で当該フロアに便所を付設している施設※ （※ 居住者と宿泊者との便所の共用は認められません。）
簡易宿所営業	多数人で共用する客室	便所を付設している、多数人で共用しない客室 （多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。）

共同便所が必要となる例



共同便所として男女の別に分けた便器の設置が必要

共同便所が必要とならない例



住居全ての貸切（左図）、1フロア貸切（右図）などの場合、便所を付設した客室（網掛け部）とすることが可能

玄関帳場等の設備に関する考え方は？

「旅館・ホテル営業」の施設における、『玄関帳場その他宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備』に関する規定は以下のとおりです。

旅館業法施行令第1条第1項第2号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。

旅館業法施行規則第4条の3（厚生労働省令）

以下のいずれにも該当すること。

- 一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。
- 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。

品川区旅館業に関する条例第8条第1号

宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場を設ける場合は、宿泊しようとする者の利用しやすい位置とし、受付等の事務に適した広さを有すること。

【考え方】

- 玄関帳場（フロント等）を設置する場合
 - ・ 施設の出入口、または宿泊しようとする方が施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方が必ず応接できる構造としてください。
 - ・ 営業者と全く応接せず客室に自由に入出りできる構造となるものは認められません。
- 玄関帳場（フロント等）を設置しない場合、旅館業法施行規則第4条の3のいずれにも該当する必要があります。

玄関帳場等の具体例



○宿泊しようとする方との面接に適する玄関帳場（フロント等）

- ☆ 施設の出入口、または宿泊しようとする方が宿泊施設を利用しようとするときに必ず通過する通路に面して設置し、営業者と宿泊しようとする方が必ず応接できる構造

○玄関帳場を設けず、ＩＣＴ機器などの設備を設ける場合

- ① 宿泊者に緊急を要する事態等が発生した際に、宿泊者が施設従業者・管理会社等に緊急通報するために、客室、通路等に電話機等の通信設備を営業者側が設置している。（連絡手段として宿泊者のスマートフォン等を利用することは認められない。）
また、宿泊者からの求めに応じて、施設従業者・管理会社が徒歩・車等の手段を用いて、おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制を整えている。
- ② 施設従業者等が宿泊者の顔、宿泊者名簿の正確な記載を画像により鮮明に確認するため、施設等にテレビ電話タブレット端末等を備え付けている。
- ③ 宿泊者がスマートフォン等を使用して客室等の鍵の開閉を行うシステム（スマートロック等）を設置している。
- ④ 宿泊者の本人確認や宿泊者以外（住宅宿泊事業の宿泊者や建物居住者など）の出入りの状況確認を、鮮明な画像により常時確認することができるビデオカメラ等を設置している。

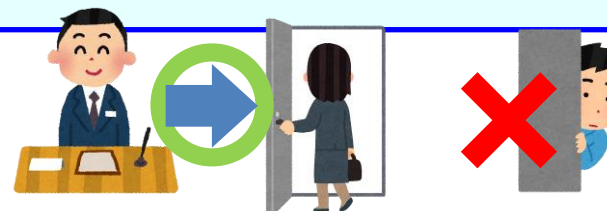


緊急連絡があってから、おおむね 10 分程度で駆けつけること

ＩＣＴとは？

「Information and Communication Technology」の略語で、「情報通信技術」と訳されております。

（例 宿泊客や宿泊者名簿が確認できるタブレット端末、テレビ電話機 等）



施設名称の掲示に関する考え方は？

施設名称の掲示に関する規定は以下のとおりです。

品川区旅館業に関する条例第7条

【考え方】

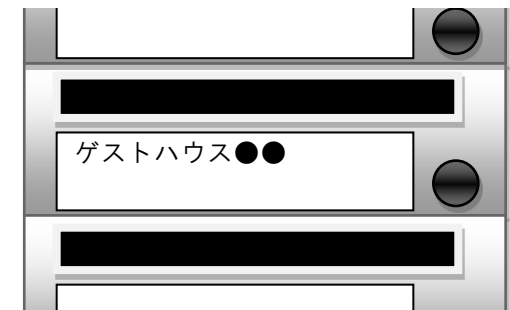
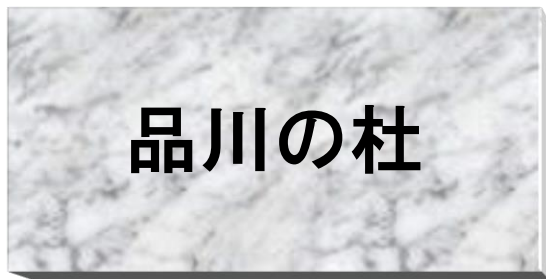
- 施設名称の表示については、公衆が当該施設を認識できる程度の標識としてください。
- 既存の看板や表札でも差し支えありません。旅館業法における営業施設であることが認識できるものが望ましいです。

（営業者の遵守事項）

営業者は、公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称を掲げなければならない。

- 建築物の一部分（分譲マンションの1室等）で営業する施設については、前段の趣旨を踏まえ、郵便受け等に表示する等、複数個所に表示するようにしてください。

※施設名称を賃貸物件や分譲マンションの共用部に掲示する場合は、建物の所有者やマンションの管理組合の許可等を得るようにしてください。



関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)、用途地域について

品川区都市環境部 建築課
品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-5742-6769

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

品川消防署 品川区北品川 3-7-31 ☎ 03-3474-0119
大井消防署 品川区東大井 3-6-12 ☎ 03-3765-0119
荏原消防署 品川区平塚 3-16-20 ☎ 03-3786-0119

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当
品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-5742-9138

食事の提供について

品川区保健所 生活衛生課 食品衛生担当
品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-5742-9139

井戸、地下水の揚水・利用について

	担当機関
・井戸の設置・揚水量報告等	品川区都市環境部 環境課 指導調査係 品川区広町 2-1-36 品川区役所内 ☎ 03-5742-6751
・地下水について ・温泉法(掘削、動力)に関すること	東京都環境局 自然環境部水環境課 地下水管理担当 新宿区西新宿 2-8-1 ☎ 03-5388-3496
・温泉法(浴用利用)に関すること	品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当 ☎ 03-5742-9138

排水などについて

下水道局南部下水道事務所 品川出張所
品川区西品川 1-8-1

☎ 03-3495-0351

その他

風俗営業に関連する場合：品川警察署 品川区東品川 3-14-32
大崎警察署 品川区大崎 4-2-10
大井警察署 品川区大井 5-10-2
荏原警察署 品川区荏原 6-19-10

☎ 03-3450-0110

☎ 03-3494-0110

☎ 03-3778-0110

☎ 03-3781-0110

組合について

ホテル業・旅館業：東京都ホテル旅館生活衛生同業組合
簡易宿泊所：東京都簡易宿泊業生活衛生同業組合

☎ 03-3262-4376

☎ 03-3341-2743

住宅宿泊事業について

品川区保健所 生活衛生課 環境衛生担当
品川区広町 2-1-36 品川区役所内

☎ 03-5742-9138



維持管理編



～目次～

旅館業の維持管理	管一1～4
旅館業の各種申請・届出手続きについて	管一5

旅館業の維持管理



旅館業の営業者は、宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければいけません(法第4条)。
法令等で定められている内容は次のとおりです。

管理・帳簿類

- ◇ 宿泊者名簿を備えること【法6-1】
 - ・必要な項目は、氏名、住所、連絡先、性別、年齢、前泊地、行先地、到着日時、出発日時、室名です。【法6-1、条例規則7】
 - ・日本国内に住所をもたない外国人宿泊者の場合は、国籍・旅券番号についても記載が必要です。【施行規則4の2-(3)】
 - 正確を期するため、パスポート(旅券)のコピーを名簿に添付し一緒に保管します。
 - ・作成した日から3年間保存します。【施行規則4の2-(1)】
 - ・旅館業の施設又は営業者の事務所に備えておきます。【施行規則4の2-(2)】
- ◇ 営業施設ごとに管理者を置くこと【条5-2】
- ◇ 営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲示すること【条7】
 - 建築物の一部分で営業する施設については、公衆が当該施設を認識できるように郵便受け等に表示する等、複数個所に表示するようにしてください。【要綱】

【 】内、根拠欄の見方



法 : 旅館業法
施行令 : 旅館業法施行令
施行規則 : 旅館業法施行規則
条 : 品川区旅館業に関する条例
条例規則 : 品川区旅館業に関する条例施行規則
通知 : 国の通知による指導基準
要綱 : 品川区旅館業に関する条例等の運用基準を定める要綱
(例 : 法3-2-(1)とは旅館業法第3条第2項第1号のこと)

旅館業ひとくちメモ1 宿泊者名簿が必要な理由

宿泊者名簿は、感染症が発生したときや感染者が宿泊したときに、その感染経路を調査するために規定されているものです。【通知】
なお、パスポート番号等の記入については、テロ対策の一環で規定されています。

旅館業ひとくちメモ2 管理者の要件・責務

管理者の資格は特に必要ありませんが、営業施設の衛生管理が適切に行われるようマニュアル等の作成や従業員に対する教育などの責任があります。

緊急時の対応

- ◇ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備・体制をとること
【旅館・ホテル営業 施行規則4の3-(1)】【簡易宿所営業・下宿営業 条5-1-(11)】
- ・「迅速な対応を可能とする体制」とは、宿泊者が緊急通報するために施設内の各所(客室、通路、浴室、便所等)に設置された通信設備(直通電話機、緊急ボタン等)により、施設従事者または管理会社等が徒歩、自転車、バイク、自動車などにより、おおむね10分程度で駆けつけることができる体制のことです。【要綱】



客室

- ◇ 客室にガス設備を設ける場合の措置【条5-1-(6)ア、イ】
 - ・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻およびガス設備の使用方法を記載した注意書を提示すること
 - ・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確認した後でなければ開放しないこと

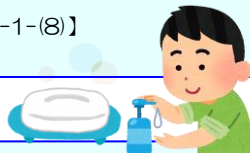
寝具など貸与品

- ◇ 寝具類の措置【条5-1-(5)ア、イ、ウ】
 - ・ 布団および枕には、清潔なシーツ、布団カバー、枕カバー等を用いること
 - ・ シーツ、布団カバー、枕カバーおよび寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること
 - ・ 布団および枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと
 - 寝具は収納室等の収納設備に衛生的に保管してください。
 - 寝具の清潔なものと、使用済みの寝具類や備品等の雑品は、それぞれ区別し、混在させないようにしてください。【要綱】
- ◇ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条5-1-(9)】
 - 宿泊者ごとに洗浄・消毒したものを提供してください。【要綱】



洗面所

- ◇ 洗面所および便所の手洗い設備に清潔な湯水を十分に供給するとともに、石けん等を常に使用できるよう備えること【条5-1-(8)】



便所

- ◇ 便所に備え付けるタオル等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること【条5-1-(10)】
 - 共用の手拭いを置かないこと【要綱】

飲用水等

- ◇ 浴室の湯栓・水栓、洗面所・便所の手洗い設備への清潔な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関連法令及び要綱に従って管理してください。
 - 原水の種類や、貯水槽の有無などによって該当する法令等が異なります。建築物衛生法の対象となる特定建築物の場合は建築物環境衛生管理基準に従って管理してください。
 - 種別や管理方法については保健所にお問合せください。



貯湯槽

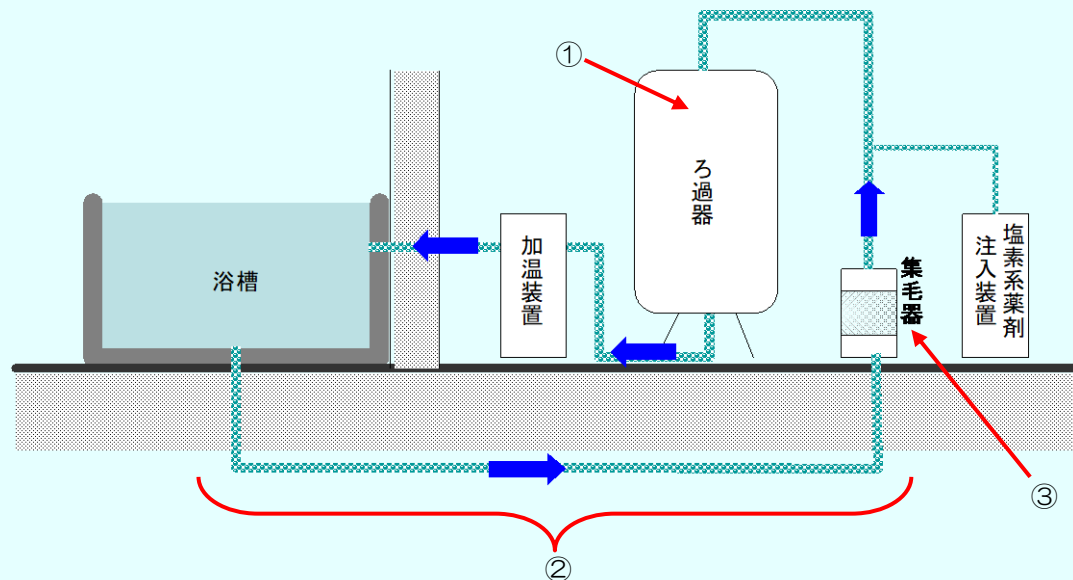
- ◇ 温泉をタンクに貯める場合の維持管理について【条5-1-(7)エ】
 - ※温泉以外の湯を貯める場合もこれに準じて管理してください。【要綱】
 - ・ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検すること【条5-1-(7)エ(ア)】
 - ・ 貯湯槽内部の清掃及び消毒は、1年に1回以上行う【条5-1-(7)エ(ア)、条例規則9-1】
 - ・ 貯湯槽内の湯を60℃以上に保つこと【条5-1-(7)エ(イ)、条例規則9-2】
 - ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと
 - 遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上に保つこと【要綱】
- ◇ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

浴室

- ◇ 湯栓および水栓に、清浄な湯水を十分に供給すること【条5-1-(7)ア】
- ◇ 浴槽水は、1日1回以上換水し、清掃すること【条5-1-(7)イ】
ただし、1週間に1回以上の換水が認められる場合があります。詳細は保健所にご相談ください。
- ◇ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満杯の状態とすること【条5-1-(7)ウ】
- ◇ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合の管理【条5-1-(7)オ、条例規則10】

①ろ過器	逆洗浄等および内部の消毒を1週間に1回以上行う。
②循環配管	配管内部の消毒は1週間に1回以上行う。 →消毒方法の例：高濃度塩素剤や60℃以上の高温水、過酸化水素などによる方法があります。
③集毛器（ヘアキャッチャー）	毎日清掃する。
④浴槽水の消毒	塩素系薬剤で消毒し、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保つ。
⑤水質検査	浴槽水のレジオネラ属菌検査（基準：不検出であること）を1年に1回以上行いレジオネラ属菌が検出されないことを確認する。 →循環系統が複数ある場合は、系統ごとに検査してください。【要綱】
⑥記録	清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3年間保存すること【条5-1-(7)カ】

図：循環式浴槽の例（番号は上記の管理方法に対応）



旅館業ひとくちメモ3

浴槽水を循環させる場合とは

条例でいう「循環」には、ろ過器を使用しなくても、加温装置を経由させて循環している場合（追い炊き機能）や、湯水を循環させて水流を発生させる装置がある場合も含まれます。

旅館業ひとくちメモ4 レジオネラ属菌

水が停滞あるいは循環する人工的な環境で大量に繁殖することがある細菌です。

レジオネラ症は、感染症法の四類感染症に分類され、発熱や肺炎の症状が見られ、高齢者等は重症になると死亡することもあります。

保健所では、水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合や、レジオネラ症患者が発生した場合は、営業の自粛や停止を求めることがあります。



旅館業ひとくちメモ5 日帰り入浴

いわゆる日帰り入浴として、宿泊客以外に浴場を利用させる場合は、公衆浴場の許可が別途必要となりますので保健所に相談してください。

施設全般について

- ◇ 善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと【施行令 3-(1)】
- ◇ 善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと【施行令 3-(2)】
- ◇ 施設の換気【条 5-1-(1)ア、イ】
 - ・ 換気のために設けられた開口部は、常に開放すること
 - ・ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと
 - なお、建築物衛生法対象の特定建築物の場合、換気の指標となるCO₂濃度の基準は 0.10%(1000ppm)以下です。
- ◇ 採光および照明は、施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上または業務上の必要な照度を有すること【条 5-1-(2)】
- ◇ 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水および汚水の排水に支障がないようにしておくこと【条 5-1-(3)】
- ◇ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、廊下、階段、浴室、脱衣室、洗面所、便所、玄関等は、常に清潔にしておくこと【条 5-1-(4)】

旅館業ひとくちメモ6 身体障害者補助犬



身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことです。
不特定多数の者が利用する施設を身体障害者が利用する場合、施設管理者等は身体障害者補助犬の同伴を拒んではいけません。
旅館業はこの「不特定多数の者が利用する施設」に該当します。

旅館業ひとくちメモ7

保健所の立入検査【法 7】

許可後は定期的に保健所職員が立ち入り、衛生的に管理されているかどうか、変更事項の有無などについてチェックを行います。
良好な衛生管理はお客様に提供できるサービスのひとつでもあります。
お客様が気持ちよく利用できるよう、この手引きを参考に管理してください。

旅館業ひとくちメモ8 宿泊を拒むことはできません

営業者は次の場合以外は宿泊を拒むことはできません※。

- ・ 宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき【法 5-1-(1)】
- ・ 宿泊しようとする者が賭博その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。【法 5-1-(2)】
- ・ 宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実施に伴う負担が過重であつて他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として厚生労働省令で定めるものを繰り返したとき【法 5-1-(3)】
- ・ 宿泊施設に余裕がないとき【法 5-1-(4)】
- ・ 宿泊しようとする者が、泥酔等により、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき【条 6-(1)】
- ・ 宿泊者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき【条 6-(2)】



※ただし、会員制宿泊施設などで宿泊者を会員等に限定する場合はこの限りではありません。

旅館業の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

◆ 新規営業許可申請 《施行規則 第1条》

- 新規施設の建築
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築
- 営業種別の変更（旅館・ホテル営業⇔簡易宿所営業 など）

必要書類

＊「許可申請時に必要な書類（許-4 頁）」をご覧ください。

※ 営業許可申請をしようとする場合は、必ず事前に相談をしてください。

◆ 変更届 《施行規則 第4条》

- 施設の名称変更
- 営業者所在地の変更
- 法人の名称・所在地・代表者・役員の変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。）
- 管理者の変更 等

必要書類

- ＊変更届
- ＊変更した内容のわかる書類
[履歴事項全部証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]
- ＊法人役員等が変更した場合は、新たに役員となった方全員の申告書

※変更届は変更後 10 日以内に届出をしてください。

◆ 承継承認申請 《施行規則 第1条の3、第2条、第3条》

- 譲渡により営業者の地位を承継する。 **※事前手続き**
- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
※ 被相続人死亡後60日以内に申請してください。
- 営業者（法人）が合併または、分割により承継する。
※事前に手続きを行う必要があります。

必要書類

＊旅館業営業承継承認申請書 承継承認手数料 7400円

【譲渡の場合】

- ＊旅館業の譲渡を証する書類
- ＊譲受人の定款又は寄付行為の写し（譲受人が法人の場合）
- ＊登記事項証明書（譲受人が法人の場合）
- ＊申告書

【相続の場合】

- ＊戸籍謄本
（被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）
- ＊相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
　　《相続人の範囲：法定相続人》
- ＊申告書

【合併・分割の場合】

- ＊定款又は寄附行為の写し
- ＊登記事項証明書（合併又は分割登記後）
- ＊役員全員の申告書

◆ 廃止(停止)届 《施行規則 第4条》

- 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。
※廃止（停止）後 10 日以内に届出をしてください。
ご不明な点は保健所までお問い合わせください。